平成30年度全国統一防火標語
『忘れてない？サイフにスマホに火の確認』

火災での被害を軽減するために必要なのが住宅用火災警報器です。平成23年からすべての住宅に設置が義務付けられています。

■定期的な作動確認

点検ボタンを押すか点検ひもをひっぱり、定期的※1に作動確認をしましょう。

↓

作動確認をしても警報器に反応がなければ、本体の故障か電池切れです。※2 警報器の本体または電池を交換しましょう。

■古くなったら交換

火災警報以外の警報が鳴った場合

↓

本体の故障か電池切れです。※2 警報器の本体または電池を交換しましょう。

※１　住宅用火災警報器の電池の寿命の目安は約10年とされています。警報器の作動確認は、春秋の火災予防運動の時期に行うなど、定期的に実施してください。

※２　故障か電池切れか分からないときは、取扱説明書を確認するか、メーカーにお問い合わせください。なお、電池切れと判明した警報器が設置から10年以上経過している場合は、本体内部の電子部品が劣化して火災を感知しなくなることが考えられるため、本体の交換を推奨しています。

問 鳥取消防署 TEL 0857-22-0119
湖山消防署 TEL 0857-28-4321
岩美消防署 TEL 0857-73-1221
八頭消防署 TEL 0858-85-1211
気高消防署 TEL 0857-82-2211

ガイナーレ鳥取2019
ホームゲームのお知らせ

J2復帰に向け、みなさんの応援でガイナーレ鳥取を盛り上げましょう！

試合日程	キックオフ	対 戦 相 手
3月17日(日)	13:00	ギラヴァンツ北九州

※当月(4日以降)分と、翌月(7日まで)分の情報を掲載しています。

問 株式会社SC鳥取 TEL 0857-30-3033

鳥取市ボランティア・市民活動センターの案内

“市民活動拠点アクティブとっとり”では、市民活動の場所の提供・活動支援・相談・情報提供・情報収集を行うとともに、市民活動グループ間の交流やネットワークの場を提供しています！ぜひご活用ください！

■今月の講座・相談会

はじめてみませんか?ボランティア入門講座　※要予約	
とき	3月　5日(火) 10:30～11:45 3月11日(月) 14:00～15:15 3月20日(水) 19:00～20:15

市民活動のための助成金相談会　※要予約	
とき	3月　4日(月) 18:30～20:00 3月15日(金) 13:30～15:00

NPOなんでも相談会　※要予約	
とき	3月　7日(木) 18:30～20:00

所 さざんか会館1階(富安二丁目104-2)
市民活動拠点アクティブとっとり
問 鳥取市ボランティア･市民活動センター
TEL 0857-29-2228
HP http://www.tottoricity-syakyo.or.jp/tvc/

大伴家持生誕1300年記念事業
音楽☆朗読☆劇　いや重けよごと
～ 愛のもののふ大伴家持 ～

大伴家持が万葉集の最後の歌を詠んだ因幡国に降り立ち、万葉集編纂（へんさん）の経緯やなぜ歌わぬ人となったのかなどを、朗読や芝居、音楽で綴る音楽朗読劇。

とき　3月9日（土）
15:00～
ところ　とりぎん文化会館
梨花ホール（尚徳町）
出演　和泉元彌（いずみもとや）さん、
紺野美沙子（こんのみさこ）さん、
下田麻美（しもだあさみ）さん 他
料金（前売り）
S席5000円、A席4000円、B席3000円
※全席指定、当日は500円増し

問 大伴家持生誕1300年記念事業実行委員会（因幡万葉歴史館内）
TEL 0857-26-1780 FAX 0857-26-1781

※本事業は、宝くじの助成金で実施しています。宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源として実施しているコミュニティ助成事業です。

市税豆知識

軽自動車税について

■軽自動車の廃車・名義変更の届け出

軽自動車税は４月１日現在で、軽自動車・二輪車などを所有している人にかかります。

※４月１日（月）までに届け出がない場合は、平成３１年度分の軽自動車税がかかります。

車種名称	届け出先	
軽自動車(四輪)	軽自動車検査協会鳥取事務所(安長)	TEL 050-3816-3082 (コールセンター)
125ccを超え250cc以下の二輪車	(一社)全国軽自動車協会連合会鳥取事務所(安長)	TEL 0857-28-7021
250ccを超える二輪車	鳥取運輸支局(丸山町)	TEL 050-5540-2070
125cc以下の原動機付自転車･小型特殊自動車(トラクター、コンバイン、田植機、フォークリフトなど)など	下記問い合わせ先参照	

■軽自動車税の納付書の発送

発送：５月初旬　　**納期限**：５月31日（金）

■平成31年度軽自動車税税率一覧表

車　種　名　称				税率（円）
原　付	50cc以下			2,000
	50cc超90cc以下			2,000
	90cc超125cc以下			2,400
	ミニカー			3,700
小型特殊	農耕作業用			2,400
	特殊作業用			5,900
軽自動車	二　輪			3,600
	三　輪			3,100
				※ 3,900
				◎ 4,600
	四　輪	乗　用	自家用	7,200
				※ 10,800
				◎ 12,900
			営業用	5,500
				※ 6,900
				◎ 8,200
		貨　物	自家用	4,000
				※ 5,000
				◎ 6,000
			営業用	3,000
				※ 3,800
				◎ 4,500
	雪上車			3,600
二輪の小型自動車				6,000

※平成27年４月１日以後に新規登録された車両に適用されます。ただし、平成30年度中に新規登録された車両は、条件によりグリーン化特例（軽課税率）が適用されます（下表参照）。

◎最初の新規登録から13年経過した車に重課税率が適用されます（平成31年度は平成18年３月までに新規登録された車両に適用されます）。

■グリーン化特例（軽課税率）

平成30年４月１日～平成31年３月31日の間に新規登録された軽自動車に適用されます。

車種名称			税率（円）		
			特例１	特例２	特例３
三輪			1,000	2,000	3,000
四輪	乗　用	自家用	2,700	5,400	8,100
		営業用	1,800	3,500	5,200
	貨　物	自家用	1,300	2,500	3,800
		営業用	1,000	1,900	2,900

特例１：電気自動車など
特例２：H32燃費基準+30%達成車 または
H27燃費基準+35%達成車
特例３：H32燃費基準+10%達成車 または
H27燃費基準+15%達成車
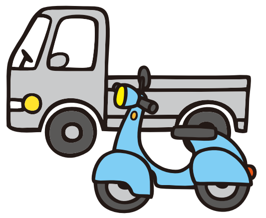
問 駅南庁舎市民税課
TEL 0857-20-3413 FAX 0857-20-3401
各総合支所市民福祉課（TEL 12ページ）